

2025年10月

このパンフレットには別冊で「重要事項のご説明」があります。あわせてご覧ください。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) のご案内



代理店・扱者(お問合わせ先)

株式会社 国際研修サービス

〒108-0014 東京都港区芝四丁目13番2号 田町フロントビル5階
TEL 03(3453)3700 FAX 03(3453)3703

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社／損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社／あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO)

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

保険期間は、最長12か月までの設定ができます。

また、政府労災保険等、他の保険から保険金が支払われる場合であっても、この保険からも保険金をお支払いいたします。



この保険は、保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者（保険の対象となる方）がケガをされたときに保険金をお支払いする商品です。

1 補償のラインアップ

死亡
(ケガのみ)



後遺障害
(ケガのみ)



入院
(ケガのみ)



手術
(ケガのみ)



通院
(ケガのみ)



2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者

公益財団法人 国際人材協力機構

保険加入者

監理団体または実習実施者

特定技能所属機関(受入企業等)または登録支援機関等
受入機関

被保険者
(保険の対象となる方)

技能実習生(「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事するもの)

特定技能外国人(「特定技能1号」の在留資格で在留する外国人。特定活動(就労可)*を含む)

外国人研修生(「研修」の在留資格をもって研修に従事するもの)

*「特定技能1号」への在留資格移行にあたり、その準備のため特例措置として与えられる期間の特定活動に限ります。

3 補償内容

24時間補償タイプ(主に下記のような場合に保険金をお支払いします。)

交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

日常生活でのケガ



スポーツ中のケガ



就業中のみ補償タイプ



通勤途上ではねられた
ときのケガ



技能実習中のケガ

●ご加入いただく場合は、「24時間補償タイプ」と「就業中のみ補償タイプ(*)」の2種類から補償タイプを選択していただけます。

(*)就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約をセットします。

●保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 補償の詳細」をご確認ください。

4 保険金額・保険料

■保険金額（1口あたり）

	プラン1	プラン2
傷害死亡・後遺障害※1	100万円	100万円
傷害入院保険金日額※2	1,000円	—
傷害通院保険金日額	500円	—

※1 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度によって傷害死亡・後遺障害保険金の4%～100%となります。

※2 プラン1は傷害手術保険金もお支払対象となります。傷害手術保険金のお支払額は入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍となります。

■一時払保険料（1口あたり）

【24時間補償タイプ】

	10か月	11か月	12か月
プラン1	3,390円	3,730円	4,060円
プラン2	1,150円	1,270円	1,380円

【就業中のみ補償タイプ】

	10か月	11か月	12か月
プラン1	1,390円	1,510円	1,650円
プラン2	470円	510円	560円

* 上記の保険期間以外での引受は代理店・扱者までお問合わせください。

■加入限度

被保険者1名あたり、プラン1で5口、プラン2で5口が限度となります。
加えて、プラン1、プラン2合わせて10口が限度となります。

5 ご契約方法とご加入手続き

(1) 保険期間の設定

- 保険期間は12か月までとなりますので、36か月や60か月の加入を希望される場合は、初年度に12か月の保険期間でご加入いただき、その後、1年ごとに更新手続きを行っていただくことで、36か月や60か月の補償が可能となります。
- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) ご加入手続き

メールでの加入申込

株式会社 国際研修サービスのホームページ(<https://k-kenshu.net/>)より加入依頼書をダウンロードいただき加入内容を入力(捺印不要)のうえ hoken@k-kenshu.co.jp にご送付ください。

保険料のお支払い

保険料は出国日が確定し、出国するまで、もしくは保険開始希望日まで公益財団法人 国際人材協力機構の下記指定口座にご送金ください。誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	ザイ) コクサイジンザイキョウリヨクキコウ ホケンリョウグチ	ザイ) コクサイジンザイキョウリヨクキコウ

⚠ 注意

団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入通知書の提出

被保険者ごとの保険の開始日が確定したところで、『団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入通知書』に保険始期日等を記入し、すみやかに株式会社 国際研修サービスに通知していただきます。

保険責任の開始日

ご提出いただく『団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入通知書』に記載された保険始期日から保険責任が開始します。ただし、加入依頼書の提出と保険料の振込手続きが済んでいなければ保険責任は開始となりませんので、ご注意ください。
(注) 保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険責任の開始となります。

被保険者証明書の発行

技能実習生、特定技能外国人(特定技能1号)、研修生各人に『被保険者証明書』を発行します。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 補償の詳細

※印を付した用語については、P4の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 [注1] 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 [注2] 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ [注1] 政府防災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 [注2] 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 [注3] 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 [注4] 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ [注1] 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 [注2] 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	1回の手術*について次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ [注] 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) [注] 傷害通院の日数には、通院*されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定*であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、 * 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り、 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ [注1] 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 [注2] 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 [注3] 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	[注] 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	

- 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約をセットした「就業中のみ補償タイプ」の場合、次に掲げるケガ^{*}に限り、傷害保険金をお支払いします。
 - ①②以外の場合

被保険者が職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)*のケガ
 - ②被保険者が企業等の役員または事業主である場合

次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ

ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)*で、かつ、次のいずれかに該当する間

 - ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(被保険者の休暇中を除きます。)
 - ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - ・取引先との契約、会議(会食を主な目的とするものを除きます。)*等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

イ. 被保険者に対し労災保険法等^(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事間および通勤中

(*)日本国の労働災害補償法令をいいます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その

他の変乱^{*}、暴動^{*}については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

<p>補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登山^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(**)操縦^(***)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(***)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動</p> <p>(*)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)*をいいます。</p> <p>(**)グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(***)職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(***)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
<p>補償対象外となる職業</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)*競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)*、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)*、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、なお、電話診療は含みません。
- 「ギプス等」とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り、)およびハローベストをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「顎(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、「被保険者証明書」等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称 ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれにつ

いて、「被保険者証明書」等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称 ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整備固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^{*}に該当する診療行為^(**)

(*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(**)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)*、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)*をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)*または脊柱
 - ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)*。
 - ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)*。ただし、体幹部を固定した場合に限り、
 - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)*をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療^{*}により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

■ご加入の際のご注意

- ①この保険は、公益財団法人 国際人材協力機構を保険契約者とし、実習実施者または監理団体、特定技能所属機関(受入企業等)または登録支援機関等、受入機関を保険加入者、技能実習生、特定技能外国人(特定技能1号)、外国人研修生を被保険者とする団体総合生活補償保険(MS&AD型)包括契約です。加入者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人 国際人材協力機構が有します。
- ②この保険はパンフレット記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社(三井住友海上)が他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社は次のとおりです。
(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいで案内します。)
三井住友海上(契約幹事会社)
損害保険ジャパン(査定幹事会社)
東京海上日動火災
あいおいニッセイ同和
- ③株式会社 国際研修サービスは、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、株式会社 国際研修サービスにお申し込みいただき有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ④このパンフレットは「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款および特約によりますが、ご不明な点がございましたら株式会社 国際研修サービスまたは引受保険会社にお問合わせください。ご加入に際しては必ず別冊「重要事項のご説明」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

MEMO

A large rectangular area with a dashed horizontal line for writing. The area is empty and intended for notes.

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入依頼書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入依頼書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入依頼書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

このパンフレットでご説明する補償内容は、特約期間2025年10月1日午前0時から2026年9月30日午後12時の間に保険責任期間が開始する契約に適用されます。

特約期間とは公益財団法人国際人材協力機構と引受保険会社の間で包括的に引受を行うことを約定した期間をいい、契約締結時に定めます。

ご加入に関することや、事故・ご相談につきましては、
代理店・扱者「株式会社 国際研修サービス」までご連絡ください。

TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】

公益財団法人 国際人材協力機構

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11.12階

TEL 03(4306) 1100 (代表)

FAX 03(4306) 1112